

議案第 6 2 号

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

人事院勧告に基づき、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は令和6年4月1日から、第8条第2項の規定は令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(議案第 6 2 号) 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	392,000	1	380,000
2	440,000	2	427,000
3	492,000	3	477,000
4	555,000	4	539,000
5	634,000	5	615,000
6	740,000	6	718,000
7	864,000	7	839,000
2～4 （略）		2～4 （略）	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
第8条 （略）		第8条 （略）	
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第14条の2第3項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。		2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第14条の2第3項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	
3・4 （略）		3・4 （略）	